



福県医発第8号(地)

平成24年 4月 3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

水俣病総合対策医療事業における保健手帳（青色、紫色又は水色）の  
失効について（重要なお知らせ）

標記保健手帳につきましては、「水俣病総合対策実施要領」（平成8年1月12日付け環企第14号環境保健部長通知）、「熊本県医療事業実施要項」（平成22年熊本県告示第635号）、「水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年1月22日鹿児島県告示第92号）」及び「水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年1月22日新潟県施行）」に基づき、平成24年3月31日に失効（同日の診療分までは有効）する旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 平成24年4月1日以降の取扱いに関する下記留意事項についてもご周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。
- 2) 本件に関するお問い合わせにつきましては、熊本県環境生活部（TEL096-333-2284）、鹿児島県環境林務部（TEL099-286-2584）、新潟県福祉保健部（TEL025-280-5204）までご照会ください。

記

<留意事項>

- 1 平成24年4月1日以降の診療分については、保健手帳による請求はできません。
- 2 保健手帳は、順次新しい救済制度（水俣病被害者手帳（白色））に移行しております。（場合により失効することもあります。）  
既に水俣病被害者手帳をお持ちの方については、水俣病被害者手帳に記載されている公費負担者番号と受給者番号により請求ください。
- 3 保健手帳を所持されていた方のなかには、新救済制度へ申請中であり、まだ水俣病被害者手帳の交付を受けていない方もおられます。その場合は、平成24年4月1日以降の診療分については、窓口等で自己負担分を徴収されますようお願いします。  
このような方には、後日水俣病被害者手帳の交付を受けられた場合、自己負担分について熊本県、鹿児島県又は新潟県から償還払いできますので、領収証の発行または患者様からの支払証明等の依頼について御協力くださいますようお願いいたします。

水俣保第595号  
環林第461号  
生衛第1053号  
平成24年3月21日

各都道府県医師会 会長 様

熊本県環境生活部水俣病保健課長  
鹿児島県環境林務部環境林務課長  
新潟県福祉保健部生活衛生課長

水俣病総合対策医療事業における保健手帳（青色、紫色又は水色）の失効について（重要なお知らせ）

平素から、水俣病対策の推進につきまして御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

標記保健手帳につきましては、「水俣病総合対策実施要領」（平成8年1月12日付け環保企第14号環境保健部長通知）、「熊本県医療事業実施要項」（平成22年熊本県告示第635号）、「水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年1月22日鹿児島県告示第92号）」及び「水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年1月22日新潟県施行）」に基づき、平成24年3月31日に失効（同日の診療分までは有効）しますのでお知らせします。

つきましては、御多忙のおり大変恐縮ですが、貴医師会所属の医療機関等に対し、平成24年4月1日以降の取扱いに関する下記留意事項について、周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

記

<留意事項>

- 1 平成24年4月1日以降の診療分については、保健手帳による御請求はできません。
- 2 保健手帳は、順次新しい救済制度（水俣病被害者手帳（白色））に移行しております。（場合により失効することもあります。）  
既に水俣病被害者手帳をお持ちの方については、水俣病被害者手帳に記載されている公費負担者番号と受給者番号により御請求ください。
- 3 保健手帳を所持されていた方のなかには、新救済制度へ申請中であり、まだ水俣病被害者手帳の交付を受けていない方もおられます。その場合は、平成24年4月1日以降の診療分については、窓口等で自己負担分を徴収されますようお願いいたします。

このような方には、後日水俣病被害者手帳の交付を受けられた場合、自己負担分について熊本県、鹿児島県又は新潟県から償還払いできますので、領収証の発行または患者様からの支払証明等の依頼について御協力くださいますようお願いいたします。

裏面へ

243.23

5339

(参考)

【熊本県】

| 手帳種類 (色)                    | 公費負担者番号(8桁) |                 | 受給者番号(7桁)     |
|-----------------------------|-------------|-----------------|---------------|
| 水俣病被害者手帳 (白)<br>(療養手当無し)    | 医療          | 5 1 4 3 3 0 2 7 | 9 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 3 3 0 2 4 |               |
| 水俣病被害者手帳 (白)<br>(療養手当有り)    | 医療          | 5 1 4 3 3 0 1 9 | 8 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 3 3 0 1 6 |               |
| 保健手帳 (青)<br>※H24.3.31に失効します | 医療          | 5 1 4 3 3 0 2 7 | 7 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 3 3 0 2 4 |               |
| 医療手帳 (オレンジ)                 | 医療          | 5 1 4 3 3 0 1 9 | 6 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 3 3 0 1 6 |               |
| 水俣病認定申請者<br>医療手帳 (黄)        | 医療          | 5 1 4 3 3 0 3 5 | 2 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 3 3 0 3 2 |               |

【鹿児島県】

| 手帳種類 (色)                    | 公費負担者番号(8桁) |                 | 受給者番号(7桁)     |
|-----------------------------|-------------|-----------------|---------------|
| 水俣病被害者手帳 (白)<br>(療養手当無し)    | 医療          | 5 1 4 6 3 0 2 4 | 3 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 6 3 0 2 1 |               |
| 水俣病被害者手帳 (白)<br>(療養手当有り)    | 医療          | 5 1 4 6 3 0 1 6 | 3 1 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 6 3 0 1 3 | 3 2 0 0 0 0 0 |
| 保健手帳 (紫)<br>※H24.3.31に失効します | 医療          | 5 1 4 6 3 0 2 4 | 1 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 6 3 0 2 1 |               |
| 医療手帳 (緑)                    | 医療          | 5 1 4 6 3 0 1 6 | 0 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 6 3 0 1 3 |               |
| 水俣病要観察者等医療手帳<br>(クリーム)      | 医療          | 5 1 4 6 3 0 3 2 | 2 0 0 0 0 0 0 |
|                             | 介護          | 8 8 4 6 3 0 3 9 |               |

【新潟県】

| 手帳種類 (色)                     | 公費負担者番号(8桁) |                 | 受給者番号(7桁)     |
|------------------------------|-------------|-----------------|---------------|
| 水俣病被害者手帳 (白)<br>(療養手当無し)     | 医療          | 5 1 1 5 3 0 2 1 | 1 0 0 0 0 0 0 |
|                              | 介護          | 8 8 1 5 3 0 2 8 |               |
| 水俣病被害者手帳 (白)<br>(療養手当有り)     | 医療          | 5 1 1 5 3 0 1 3 | 3 0 0 0 0 0 0 |
|                              | 介護          | 8 8 1 5 3 0 1 0 |               |
| 保健手帳 (水色)<br>※H24.3.31に失効します | 医療          | 5 1 1 5 3 0 2 1 | 1 0 0 0 0 0 0 |
|                              | 介護          | 8 8 1 5 3 0 2 8 |               |
| 医療手帳 (ねずみ色)                  | 医療          | 5 1 1 5 3 0 1 3 | 0 0 0 0 0 0 0 |
|                              | 介護          | 8 8 1 5 3 0 1 0 |               |
| 水俣病認定申請者医療手帳<br>(あさぎ色)       | 医療          | 5 1 1 5 3 0 3 9 | 2 0 0 0 0 0 0 |
|                              | 介護          | 8 8 1 5 3 0 3 6 |               |

お問い合わせ先

熊本県環境生活部 水俣病保健課 審査給付班  
 TEL:096-333-2284 (直通) FAX:096-382-3296  
 鹿児島県環境林務部 環境林務課 環境保健係  
 TEL:099-286-2584 (直通) FAX:099-286-5544  
 新潟県福祉保健部 生活衛生課 営業・公害保健係  
 TEL:025-280-5204 (直通) FAX:025-284-6757